

資料 3

全国町村会 提出資料

「行政不服審査制度検討会 中間とりまとめ」について

平成19年5月29日
全国町村会

基本的考え方について

- 行政不服審査制度の充実を図るため、
 - ①同制度の見直しの本旨である、「簡易迅速な国民の救済権利」の強化
 - ②機関委任事務の廃止（上級行政庁の不存在）を踏まえ、「地方分権の観点から、「地方の権限については地方において行使されるべき」
 - ③新制度導入に伴う行政コストを含む効率性といった点を踏まえて検討する必要がある。

第三者機関の設置について

- 町村において単独で実効的なものを設置するのは現実的ではないと考える。
 - ・ 町村では不服申立が少なく、その為だけにこのような分野横断的な事案を処理する機関を設置することは行政の効率化の観点からも現実的ではない。例えば県単位にひとつ共同で設けるなどしたほうが、専門性・審査レベルが上がり、効率的・現実的である。また、監査委員の活用も考えられる。
 - ・ 町村の処理件数、組織体制の実態に応じた形とすべき。

審理担当官について

- 審理の客観化をあまり推し進めると、制度本来の機能である簡易迅速性や行政の自己反省機能から遠ざかることとなるほか、審理における専門性も低下する恐れがある。
 - ・ 公正な審理のため審理担当官を置くとする考え方については理解するものの、原処分に関する決裁ラインから相対的に独立した者であることが求められることから原処分の担当課の職員以外から指名することは必要最小限の人員で業務を遂行している町村においては困難であると考えられる。
 - ・ 各団体には個別事情があることから柔軟な対応がとれるよう検討すべき。

裁定的関与について

- 審理の一元化に伴い、地方分権の観点から、自治事務については裁定的関与は原則として廃止すべき。